千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年１２月１１日

千葉市長　神　谷　俊　一

千葉市規則第５９号

千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和６３年千葉市規則第３７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（登録簿の閲覧） 第４条［略］ ２［略］ ３　登録簿の閲覧時間は、午前９時から**午後５時１５分**までとする。 ４～８［略］	（登録簿の閲覧） 第４条［略］ ２［略］ ３　登録簿の閲覧時間は、午前９時から**午後５時**までとする。 ４～８［略］

附　則

この規則は、令和８年１月１日から施行する。